

名古屋都市計画地区計画の決定（豊明市決定）

都市計画柿ノ木工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称		柿ノ木工業団地地区計画				
位 置		豊明市沓掛町柿ノ木、中川、明和、小所の各一部				
面 積		約 17.3ha				
地区計画の目標		本地区では、交通利便性が高い地区の特性を活かしつつ、地区計画により適正な土地利用の規制、誘導を図り、周辺環境に調和した良好な工業団地の形成を図ることを目標とする。				
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	周辺環境に配慮しつつ、良好な工業団地の創出に向けた適正な土地利用の誘導を図る。				
	地区施設の整備の方針	地区内交通の円滑な処理、歩行者の安全性確保を図るため、新規道路の整備を図る。また、地区内及び周辺の環境に配慮するため緑地を配置し、防災上の安全の確保を図るため調整池を配置する。				
	建築物等の整備の方針	周辺環境に配慮した良好な工業団地の形成を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の容積率の最高限度、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を定める。				
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	敷地周辺部の緑化に努め、快適でゆとりがあり、周辺環境と調和した良好な景観を有する工業団地の形成を図る。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種別	名 称	幅 員	延 長	配 置
		道路	道路 1 号	約10m	約205m	計画図表示のとおり
			道路 2 号	約10m	約561m	計画図表示のとおり
			道路 3 号	約10m～15m	約214m	計画図表示のとおり
			道路 4 号	約9m	約144m	計画図表示のとおり
			道路 5 号	約10m～13m	約401m	計画図表示のとおり
			道路 6 号	約9m	約72m	計画図表示のとおり
		種別	名 称	幅 員	面 積	配 置
		緑地	緑地 1 号	約 15m	約0.2ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		
			緑地 2 号	約 15m	約0.3ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		
			緑地 3 号	約 15m	約0.1ha	計画図表示のとおり
			緑地 4 号	約 25m～52m	約0.3ha	計画図表示のとおり
			緑地 5 号	約 27m～44m	約0.3ha	計画図表示のとおり
			緑地 6 号	約 15m	約0.5ha	計画図表示のとおり
			緑地 7 号	約 15m	約0.3ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		
			緑地 8 号	約 15m	約0.1ha	計画図表示のとおり
				ただし、乗入口については、計画上やむを得ない範囲で配置することができる。上記の面積は乗入口分を控除したものとする。		

				種別	名 称	面 積		配 置	
				公共 空地	調整池 1 号	約1. 2ha		計画図表示のとおり	
					調整池 2 号	約0. 6ha		計画図表示のとおり	
地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の 区分	名称 面積	A地区 約2. 6ha		B地区 約3. 5ha		C地区 約7. 9ha	D地区 約3. 3ha
		建築物等の 用途の制限		次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1 製造業（日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業に属するものに限る。）を営む工場、当該工場に関連する研究開発施設又は産学連携を活かした健康長寿分野に関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。 ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第 2 （ぬ） 項第 3 号 8 の 3、13及び13の 2 に掲げる事業を営む工場。 イ 法別表第 2 （る） 項第 1 号及び第 2 号に掲げるもの。 ウ 産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 4 項に規定するものをいう。）の収集、運搬又は処分の用に供するもの。 2 前号に掲げる建築物に附属するもの。					
		建築物の容積率の最高限度		15/10				20/10	
		建築物の建蔽率の最高限度		6/10					
		建築物の敷地面積の最低限度		2, 000㎡					
		壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、守衛所、自転車置き場その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 3 m 以下で、かつ後退距離の限度に満たない部分の床面積が 15 ㎡以内である建築物等を除く。 1 道路 1 号、3 号、4 号、6 号に接する道路境界線においては、2 m 以上とする。 2 緑地 1 号、2 号、3 号、6 号、7 号、8 号に接する道路境界線又は地区計画区域の境界線においては、15m 以上とする。 3 緑地 4 号に接する地区計画区域の境界線においては、25m～52m 以上とする。 4 緑地 5 号に接する地区計画区域の境界線においては、27m～44m 以上とする。 5 市道沓掛南19号に隣接する愛知用水路境界線及び市道沓掛南70号に接する道路境界線においては、5 m 以上とする。 6 調整池 1 号境界線の西側においては、17m 以上とする。 7 調整池 2 号境界線においては、5 m 以上とする。					
		建築物等の高さの最高限度		－		15m		－	－
		垣又はさくの構造の制限		垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等（基礎を有する場合にあっては、敷地面積からの高さが 0. 6m までの基礎に限る。）としなければならない。					
		土地の利用に関する事項		地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は、保全に努め、伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為は、この限りではない。 1 非常災害のため必要な措置として行う行為 2 除伐、間伐、整枝等樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 仮植した樹木の伐採 5 測量、実施調査又は施設の保守の支障となる樹木の伐採					

「区域、地区施設の配置は計画図表示のとおり」

理 由

周辺環境に配慮した良好な工業団地の形成を図るため、地区計画を定めるものである。